議案第１３０号の参考資料

一 般 職 給 与 改 定 案

１　特定任期付職員及び会計年度任用職員以外の職員

⑴　改定前後の給与比較

人事院勧告に基づく国家公務員平均給与（令和６年４月１日現在）

現　行　　４０５，３７８円（平均年齢４２．１歳　平均経験年数２０．０年）

改定案　　４１６，５６１円

改定額　　１１，１８３円　　改定率　　２．７６％

埼玉県職員給与改定　埼玉県職員平均給与（令和６年４月１日現在）

現　行　　３７９，１１１円（平均年齢４１．６歳　平均経験年数１９．１年）

改定案　　３８９，７００円

改定額　　１０，５８９円　　改定率　　２．７９％

熊谷市職員給与改定　熊谷市職員平均給与（令和６年４月１日現在）

現　行　　３７１，５０２円（平均年齢４２．７歳　平均経験年数１９．１年）

改定案　　３８０，２９６円

改定額　　８，７９４円　　改定率　　２．３７％

○　熊谷市職員の平均的な昇給率により、国家公務員の平均年齢に合わせた場合の平均給与の試算

国家公務員の平均年齢	熊谷市職員平均給与	国家公務員平均給与
４２．１歳での試算	３７７，９７３円	４１６，５６１円

⑵　熊谷市職員の給与改定内容

ア　給料

現　　行	改　定　案
平均給料月額（令和６年４月１日現在） ３３７，８０５円	平均給料月額（令和６年４月１日現在） ３４６，３４２円 平均８，５３７円の引上げ

備考　適用年月日は、令和６年４月１日からとする。

イ　期末・勤勉手当の支給割合

⑺　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

		６月期	１２月期	合計	総支給割合
令和６年度（現　行）	期末手当	１．２２５月	１．２２５月	２．４５月	４．５０月
	勤勉手当	１．０２５月	１．０２５月	２．０５月	
令和６年度（改定案）	期末手当	１．２２５月	１．２７５月	２．５０月	４．６０月
	勤勉手当	１．０２５月	１．０７５月	２．１０月	
令和7年度以降（改定案）	期末手当	１．２５月	１．２５月	２．５０月	４．６０月
	勤勉手当	１．０５月	１．０５月	２．１０月	

⑴　定年前再任用短時間勤務職員

		６月期	１２月期	合計	総支給割合
令和６年度（現　行）	期末手当	0.６８７５月	0.６８７５月	１.３７５月	２．３５月
	勤勉手当	0.４８７５月	0.４８７５月	0.９７５月	
令和６年度（改定案）	期末手当	0.６８７５月	0.７１２５月	１．４０月	２．４０月
	勤勉手当	0.４８７５月	0.５１２５月	１．００月	
令和7年度以降（改定案）	期末手当	０．７０月	０．７０月	１．４０月	２．４０月
	勤勉手当	０．５０月	０．５０月	１．００月	

備考　適用年月日は、令和６年１２月１日からとする。ただし、令和７年度以降の期末・勤勉手当については、令和７年４月１日からとする。

⑶　行政職給料表の上位４号給までの号給の廃止

行政職給料表の４級、５級、７級及び８級のうち、それぞれ上位４号給までの号給を廃止し、国の行政職俸給表との整合性を図るもの

※　現行、本改正により廃止となる号給に該当している職員に対しては、現給を保障する。

２　特定任期付職員

⑴　給料

号給	現　　行	改　定　案
1	３８０，０００円	３９２，０００円
2	４２７，０００円	４４０，０００円
3	４７７，０００円	４９２，０００円
4	５３９，０００円	５５５，０００円
5	６１５，０００円	６３４，０００円

備考　適用年月日は、令和７年４月１日からとする。

⑵　期末手当の支給割合

	６月期及び１２月期	総支給割合
令和６年度 （現　行）	１．７０月	３．４０月
令和７年度以降 （改定案）	１．７５月	３．５０月

備考　適用年月日は、令和７年４月１日からとする。

３　会計年度任用職員

期末・勤勉手当の支給割合

		６月期	１２月期	合計	総支給割合
令和６年度 （現　行）	期末手当	１．２２５月	１．２２５月	２．４５月	４．５０月
	勤勉手当	１．０２５月	１．０２５月	２．０５月	
令和６年度 （改定案）	期末手当	１．２２５月	１．２７５月	２．５０月	４．６０月
	勤勉手当	１．０２５月	１．０７５月	２．１０月	
令和7年度以降 （改定案）	期末手当	１．２５月	１．２５月	２．５０月	４．６０月
	勤勉手当	１．０５月	１．０５月	２．１０月	

備考　適用年月日は、令和６年１２月１日からとする。ただし、令和７年度以降の期末・勤勉手当については、令和７年４月１日からとする。